

(別紙様式4)

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根拠 条文及び理由(企業 会計又は公算)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
清滝生駒道路リーフレット作成業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局浪速国道事務所長 久保 尚也 大阪府大阪市西区九条南1丁目4番18号	令和3年7月7日	メディアエムジー株式会社 大阪支店 大阪府大阪市北区堂島2-2-2 近鉄堂島ビル13階	8011101025976	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	3,146,000	3,146,000	100.00%		
防犯カメラ等賃貸借	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局浪速国道事務所長 久保 尚也 大阪府大阪市西区九条南1丁目4番18号	令和3年7月8日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1-5-1	6011001035920	会計法第29条の3第5項及び予 決令第99条第7号	817,245	675,840	82.69%		
六甲砂防事務所GB整備事業広報支援業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 国土交通技官 光永 健 男 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3丁目13番15号	令和3年7月21日	株式会社神戸新聞事業社 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7	2140001012020	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	6,083,000	6,083,000	100.00%		
神戸三宮駅交通ターミナル管理運営手法検討業務	分任支出負担行為担当官 兵庫国道事務所長 国土交通技官 竹内 勇喜 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	令和3年7月5日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル	8013401001509	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	17,908,000	17,908,000	100.00%		
芦屋地区他電線共同溝通信系委託工事	分任支出負担行為担当官 兵庫国道事務所長 国土交通技官 竹内 勇喜 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	令和3年7月30日	エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社 関西事業部 大阪府大阪市北区東天満1-1-19	2010001063299	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	25,797,200	25,797,200	100.00%		
国道43号瀬新在家電線共同溝引込管路委託工事	分任支出負担行為担当官 兵庫国道事務所長 国土交通技官 竹内 勇喜 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	令和3年7月30日	エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社 関西事業部 大阪府大阪市北区東天満1-1-19	2010001063299	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	26,678,300	26,678,300	100.00%		
国道42号他電線共同溝工事	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 生田 浩一 和歌山県和歌山市西汀16	令和3年7月21日	エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社 関西事業部 大阪府大阪市北区東天満1-1-19	2010001063299	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	34,302,400	34,302,400	100.00%		
ETC2.0プローブ情報を活用した渋滞要因分析システムの開発に 関する研究	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 遠家 養浩 大阪府枚方市山田池北町1-1	令和3年7月16日	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町36番地1		会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	4,500,000	4,500,000	100.00%		
道路管理の高度化・効率化に資する4次元インフラマネジメント手法 の開発	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 遠家 養浩 大阪府枚方市山田池北町1-1	令和3年7月27日	国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘1番1号	4120905002554	会計法第29条の3第4項及び予 決令第102条の4第3号	5,250,000	5,250,000	100.00%		

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に
単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。